

特定中小企業者認定要領

(昭和41年1月20日 41企庁第 53号)

改正	昭和42年 8月21日 42企庁第1242号	平成15年 3月18日 平成15・03・14中庁第8号
	昭和49年 6月 7日 49企庁第 792号	平成15年 4月17日 平成15・04・15中庁第2号
	昭和49年 9月20日 49企庁第1237号	平成15年 6月26日 平成15・06・18中庁第1号
	昭和49年12月13日 49企庁第1566号	平成15年 9月26日 平成15・09・24中庁第4号
	昭和50年 3月 1日 50企庁第 243号	平成15年12月17日 平成15・12・15中庁第1号
	昭和50年 6月27日 50企庁第 785号	平成16年 3月16日 平成16・03・12中庁第4号
	昭和50年 9月30日 50企庁第1211号	平成16年 6月23日 平成16・06・22中庁第2号
	昭和50年12月26日 50企庁第1616号	平成16年 9月13日 平成16・09・10中庁第1号
	昭和55年 6月10日 55企庁第 885号	平成16年12月22日 平成16・12・22中庁第1号
	昭和57年 5月18日 57企庁第 676号	平成17年 3月30日 平成17・03・11中庁第1号
	昭和60年12月 5日 60企庁第1976号	平成17年 6月22日 平成17・06・15中庁第1号
	昭和63年 4月 1日 63企庁第 398号	平成17年 9月21日 平成17・09・16中庁第1号
	昭和63年10月 1日 63企庁第1380号	平成17年11月10日 平成17・11・09中庁第6号
	平成元年 4月 1日 元企庁第 447号	平成17年12月22日 平成17・12・19中庁第2号
	平成元年 6月30日 元企庁第1011号	平成18年 3月24日 平成18・03・24中庁第1号
	平成元年10月 2日 元企庁第1545号	平成18年 6月23日 平成18・06・22中庁第2号
	平成元年12月27日 元企庁第1905号	平成18年 9月27日 平成18・09・26中庁第1号
	平成 2年10月 1日 2企庁第1703号	平成18年12月20日 平成18・12・19中庁第3号
	平成 4年 1月31日 4企庁第 73号	平成19年 3月19日 平成19・03・19中庁第1号
	平成 6年 3月 4日 6企庁第 482号	平成19年 6月20日 平成19・06・19中庁第2号
	平成 6年 3月16日 6企庁第 554号	平成19年 8月 7日 平成19・07・31中庁第3号
	平成 6年12月22日 6企庁第2248号	平成19年 9月20日 平成19・09・19中庁第1号
	平成 7年 3月30日 7企庁第 399号	平成19年12月21日 平成19・12・20中庁第1号
	平成 7年 6月 1日 7企庁第 820号	平成20年 3月24日 平成20・03・18中庁第2号
	平成 8年 5月13日 8企庁第 694号	平成20年 6月27日 平成20・06・24中庁第1号
	平成 8年 7月31日 8企庁第1079号	平成20年 9月22日 平成20・09・19中庁第2号
	平成 9年 1月 1日 8企庁第1611号	平成20年10月24日 平成20・10・22中庁第2号
	平成 9年 3月 3日 平成09・03・03企庁第1号	平成20年12月26日 平成20・12・26中庁第5号
	平成 9年11月20日 平成09・11・20企庁第1号	平成21年 6月 2日 平成21・05・28中庁第1号
	平成 9年12月 2日 平成09・12・02企庁第2号	平成22年 2月 5日 平成22・02・02中庁第5号
	平成10年 3月23日 平成10・03・13企庁第1号	平成23年 2月16日 平成23・02・15中庁第1号
	平成10年 6月24日 平成10・06・08企庁第5号	平成23年 3月25日 平成23・03・24中庁第3号
	平成10年 9月25日 平成10・09・17企庁第1号	平成23年 9月27日 平成23・09・27中庁第1号
	平成10年10月21日 平成10・10・20企庁第5号	平成24年 3月29日 平成24・03・26中庁第5号
	平成10年11月30日 平成10・11・26企庁第2号	平成24年 9月25日20120925中庁第3号
	平成10年12月24日 平成10・12・17企庁第1号	平成24年10月11日20121010中庁第3号
	平成11年 3月25日 平成11・03・15企庁第1号	平成25年3月13日20130312中庁第3号
	平成11年 6月24日 平成11・06・16企庁第1号	平成25年9月17日20130913中庁第2号
	平成11年 9月30日 平成11・09・16企庁第4号	平成25年12月26日20131220中庁第1号
	平成11年12月24日 平成11・12・20企庁第4号	平成26年3月28日20140318中庁第2号
	平成12年 3月27日 平成12・03・21企庁第4号	平成26年6月27日20140623中庁第2号
	平成12年 6月29日 平成12・06・23企庁第2号	平成26年9月30日20140928中庁第1号
	平成12年 9月26日 平成12・09・20企庁第4号	平成26年12月25日20141222中庁第2号
	平成12年12月20日 平成12・12・18企庁第1号	平成27年3月26日20150325中庁第3号
	平成13年 2月27日 平成13・02・27中庁第5号	平成28年3月31日20160328中庁第5号
	平成13年 3月27日 平成13・03・26中庁第2号	平成29年3月24日20170313中庁第4号
	平成13年 6月20日 平成13・06・20中庁第6号	平成30年3月9日20180309中庁第1号
	平成13年 9月21日 平成13・09・20中庁第3号	平成31年3月22日20190318中庁第2号
	平成13年12月14日 平成13・12・11中庁第3号	令和 2年3月3日20200303中庁第4号
	平成14年 3月18日 平成14・03・15中庁第1号	令和 2年4月27日20200424中庁第3号
	平成14年 6月25日 平成14・06・14中庁第2号	令和 3年3月25日20210318中庁第7号
	平成14年 9月19日 平成14・09・13中庁第3号	令和 3年12月22日20211213中庁第3号
	平成14年12月12日 平成14・12・06中庁第1号	令和 4年3月24日20220310中庁第3号
		令和 5年3月24日20230317中庁第1号

(認定申請)

- 1 中小企業者が、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項の規定により「特定中小企業者」であることについての認定を受けようとするときは、別記様式（例）による認定申請書を、法第 2 条第 5 項の認定にあつては、その中小企業者の住所地を管轄する市町村長又は特別区長に対して提出するものとする。（この場合認定申請書に記載された事項について、その事実を証する資料等があれば添付するものとする。）

(認定)

- 2 市町村長又は特別区長は、認定申請書に記載された内容を審査の上、申請者が法第 2 条第 5 項第 1 号から第 8 号のいずれかに該当するものであることを認めるときは、当該申請書の下欄に次のように記載して認定を行うものとする。

「番 号」

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

認定者名

(認定の有効期間)

- 3 認定の有効期間は、当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して 30 日とする。

(認定基準)

- 4 認定に当たつては次の基準によつて運用するものとする。

(1) 法第 2 条第 5 項第 1 号（再生手続開始申立等関係）

次のいずれかに該当すること。

- (イ) 申請者が、当該申請の時点において法第 2 条第 5 項第 1 号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して 50 万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。
- (ロ) 申請者が、当該申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して 50 万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が 20% 以上であること。

(2) 法第 2 条第 5 項第 2 号（事業活動の制限）関係

① 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 申請者が、法第 2 条第 5 項第 2 号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が 20% 以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近 1 か月間の売上高、販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して 20% 以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20% 以上減少することが見込まれること。
- (ロ) 申請者が、指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が 20% 以上であると

- もに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- (ハ) 申請者が、法第2条第5項第2号ハの規定により、経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- ただし、上記の(イ)から(ハ)までについて、申請者が平成14年3月18日から令和6年3月31日までに認定申請を行う場合にあっては、「原則として1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。」とする。
- ② 指定事業者が金融機関である場合にあっては、当該金融機関と金融取引を行っている申請者（金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上である者に限る。）が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。
- (3) 法第2条第5項第3号（地域・業種）関係
次の各号に該当すること。
- (イ) 申請者が、法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を1年間以上継続して行っていること。
- (ロ) 法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害その他の突発的に生じた事由（以下「災害等」という。）の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- (4) 法第2条第5項第4号（地域）関係
次の各号に該当すること。
- (イ) 申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- (5) 法第2条第5項第5号（業種）関係
次のいずれかに該当すること。
- (イ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること。

ただし、その申請者が平成23年4月1日から令和6年3月31日までに認定申請を行う場合にあっては、「最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。」とする。

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者においては、施行の日から、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）の間、「最近3ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること」とあるのは、「原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して5%以上減少しており、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること」とする。

- (ロ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。
- (6) 法第2条第5項第6号（破綻金融機関等）関係
法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。
- (7) 法第2条第5項第7号（金融取引の調整）関係
次の各号に該当すること。
 - (イ) 申請者が、法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
 - (ロ) 申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
 - (ハ) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
- (8) 法第2条第5項第8号（金融機関の貸付債権の譲渡）関係
次の各号に該当すること。
 - (イ) 申請者が、株式会社整理回収機構（東京都千代田区丸の内3丁目4番2号）又は株式会社産業再生機構に当該申請者に対する貸付債権が譲渡（信託を含む。）されたことを確認できる書類（金融機関から送付された債権譲渡通知書等）を有していること。
 - (ロ) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
 - (ハ) 申請者が、事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画

- 等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること。
- (二) 申請者が、株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第22条第3項に規定する支援決定を受けていること。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。